

特許出願手続きにおける証明書発行について

特許法では、「発明の新規性」は出願の時の基準とされており、それ以前に研究発表を行っている場合には、新規性がないため特許を受けることができないとされています。ただし、特許法第 30 条に例外措置の規定があり、発表（学術論文誌や講演要旨集の刊行日）後 6 ヶ月以内に所定の書類を提出すれば、「発明の新規性」喪失の例外措置を受けることができるとされており、研究発表後でも出願できます。

この例外措置を、特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究発表会での発表について受けるには、主催者が発行する証明書を特許出願の日より 30 日以内に特許庁長官に提出することが必要です。本学会は特許庁長官が指定する学術団体となっておりますので、本学会の学術講演会で発表されたことを証明する証明書を発行致します。

この証明書が必要な発表者は、当該学術講演会の web サイトに示す方法にしたがって必要書類をそえて、学会事務局に申請して下さい。なお、講演要旨集に記載のない事項をパワーポイントやポスターで発表し、それについて証明が必要な場合は、別途、座長や実行委員会による確認が必要です。かならず発表前に学会事務局ご連絡下さい。

特許法第 30 条（発明の新規性の喪失の例外）

第 30 条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、第 29 条第 1 項各号の一に該当するに至った発明は、その該当するに至った日から 6 月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項各号の一に該当するに至らなかったものとみなす。

2（略）

3（略）

4 第 1 項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第 29 条第 1 項各号の一に該当するに至った発明が第 1 項又は前項に規定する発明であることを証明する書面を特許出願の日から 30 日以内に特許庁長官に提出しなければならない。